

改正漁業法の制度運用について

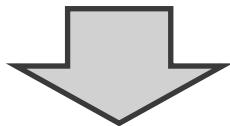
令和 8 年 5 月
水産庁

水産政策の改革の経緯

- 平成29年4月に策定した水産基本計画に基づき、「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討開始。
- 平成29年12月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけた「水産政策の改革の方向性」に沿って引き続き検討を進め、平成30年6月に「水産政策の改革について」をとりまとめ。

平成29年 4月28日

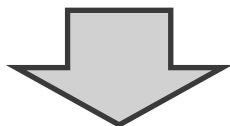
新たな「水産基本計画」策定



「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討

平成29年12月 8日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革の方向性」)



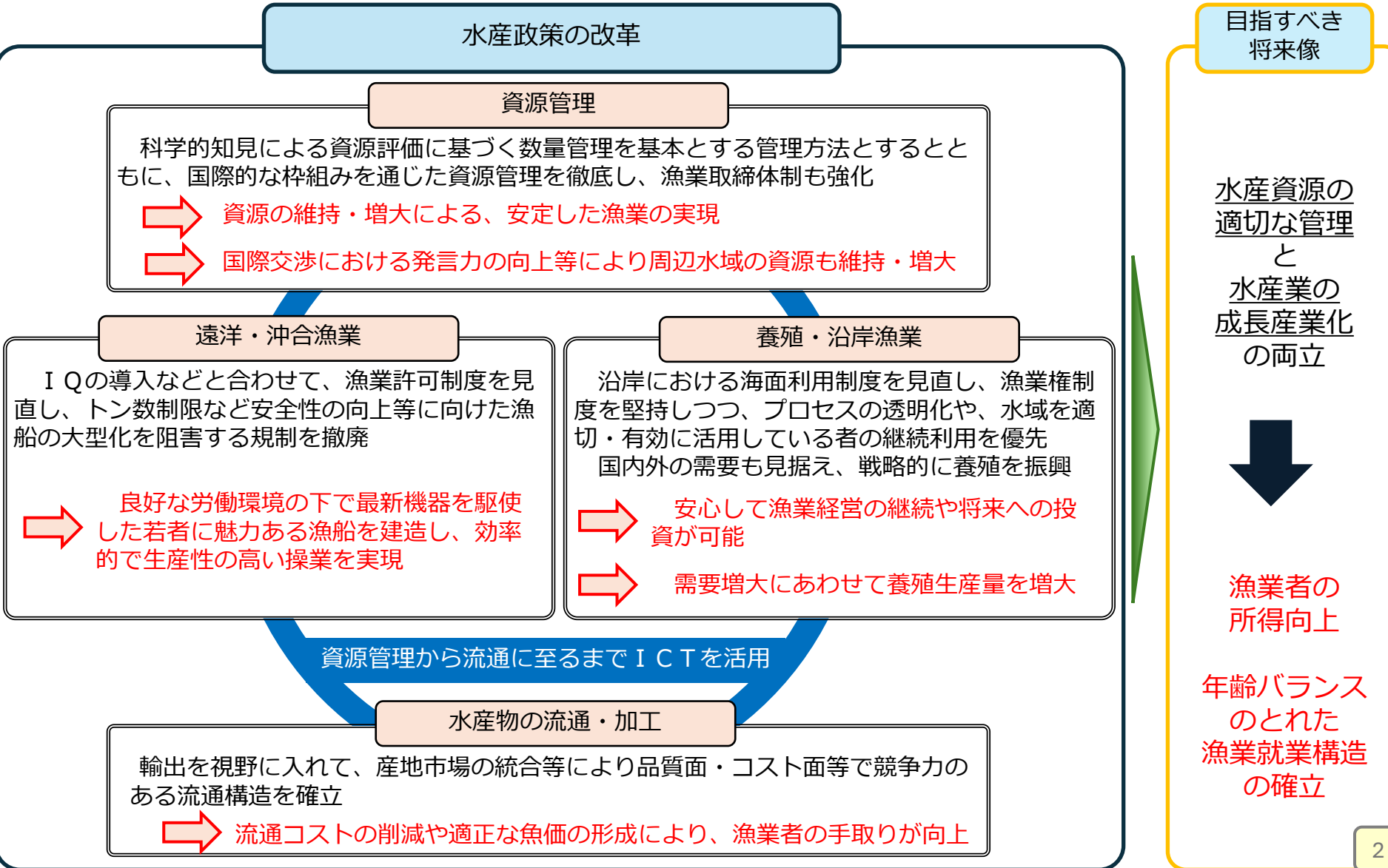
「水産政策の改革の方向性」に沿って、具体的な内容について検討

平成30年 6月 1日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革について」)

水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）その他

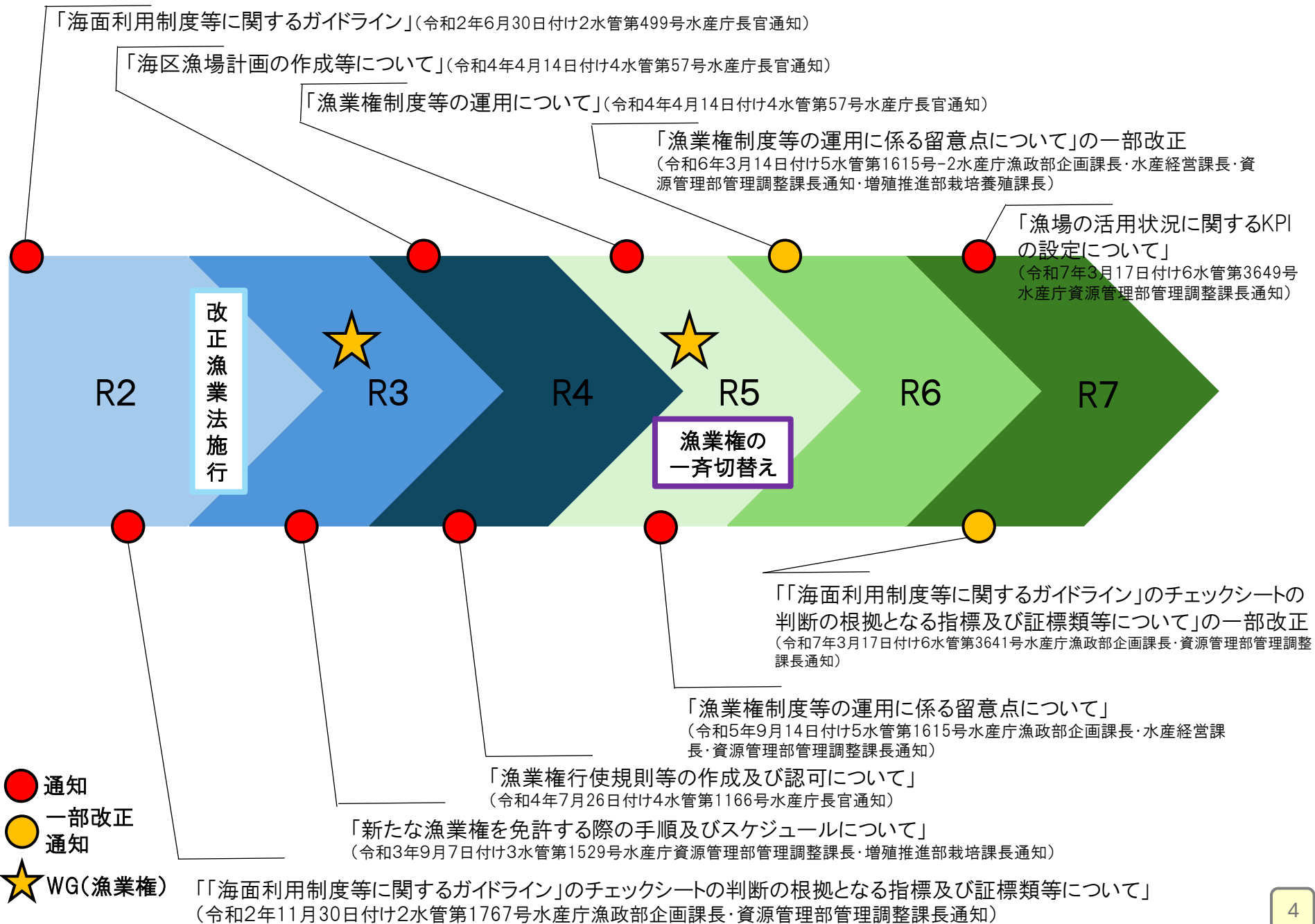
- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

関係通知等の発出について



チェックシートにおける適切かつ有効の判断について

【令和5年3月16日第3回地域産業活性化WG(※ 議事録抜粋)】

- 有効の判断基準については、総合的な考慮の中で定量的なデータも含む、客観的な証憑に基づいて判断を行うことが必須であります。証憑がない場合は基準を満たしていないとみなすべきでありまして、団体漁業権も含めて、漁場の全体や一部が有効に活用されない場合は漁業権を分割し公募を行うとか、あるいは、自治体の、今日いろいろお話あった高知などの取組を好事例として、これを全国展開するなど、未利用漁場を円滑に流動化させる取組の検討をぜひお願いします。(岩下座長)
- 一斉切替えをした後で、改めてチェックシートの実効性の検証をしていただいて、その検証結果を踏まえて、また、今後、チェックシートの運用改善、より具体的な証憑書類の例などをもっと出す必要があれば、それをやっていくということが必要ではないかと考えております。(林専門委員)
- (引用者注:指導内容について、)個別で、どのように事後検証を行って、特に更問のような形で指導されたことがあるかなどの指導内容をお答えいただきたい。(林専門委員)

【令和5年規制改革実施計画】

- 農林水産省は、都道府県に対して、ガイドラインにおいて、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシートにおける有効の判断基準について、総合的な考慮の中で定量的なデータも含む客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて判断を行い、これらの客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行う。
- 農林水産省は、都道府県に対して、団体漁業権も含めた未利用漁場について、漁場の全体又は一部が有効に活用されていない場合、チェックシートを活用しつつ必要に応じて指導し、改善されないものは勧告や漁業権の取消し等を行い、漁場を分割して新たな漁業権の設定を行う等、未利用漁場の有効活用を円滑に促進させる取組を行うよう指導を行う。また、未利用漁場の漁場調査を行い、都道府県内外の水産関連企業に対し公募を行う等の取組を好事例として横展開を図る。
- 農林水産省は、令和5年9月から予定されている漁業権の次期一斉切替え後、ガイドラインのチェックシートの実効性の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じてチェックシートの見直しや運用改善を行う。

チェックシートについて


- 改正漁業法における漁業権事務の円滑な運用に資するよう、**国の考え方や留意点等について分かりやすくまとめた「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）を都道府県に通知。**
- ガイドラインにおいて、漁業権に係る漁場が適切かつ有効に活用されるよう、その考え方と判断基準を整理。

- 「適切かつ有効」に活用とは

漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況

- 「適切かつ有効」に活用されているか否か

単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断せず、漁業関係法令を遵守しているか、漁具の使用・設置状況が適切であるか等の事情を**総合的に考慮することが適当**



ガイドラインには、「適切かつ有効」の判断に活用する**チェックシート**を別添として添付。都道府県はこれにより運用する。

チェックシートについて

チェックシートの構成

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関する
チェックシート

漁業権番号〇〇 漁業権者××

年 月 日 部署及び担当者氏名△△

チェック項目 (※右参照)	合理的理由 の有無	該当する場 合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
(1) …	/		
(2) …			
2 適切な判断基準			
(1) …	/		
…			
(12) その他			
3 有効の判断基準			
(1) …			
…			
(5) その他			
4 評価		問題なし/問題あり	
判断理由			

(注) …

※ チェックの際の調査等は、漁業権者の過度な負担とならないように留意

(各チェック項目)

1 資源管理の状況等の報告

- (1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている
- (2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している

2 適切な判断基準

- (1) 漁業関係法令を遵守している
- (2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している
- (3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- (4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- (5) 資源管理を適切に実施している
- (6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）
- (7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない
- (8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない
- (9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない
- (10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない
- (11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている
- (12) その他

3 有効の判断基準

- (1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- (2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）
- (3) 漁場の全てを利用している
- (4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている
- (5) その他

チェックシートにおける適切かつ有効の判断について

- **漁業法の条文・チェック項目ごとに判断の根拠となる証票類等を例示した「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証票類等について**(令和2年11月30日付け2水管第1767号水産庁漁政部企画課長・資源管理部管理調整課長通知)**を都道府県に通知。**
- 当該通知については、都道府県の活用状況等を踏まえた**チェックシートの実効性の検証により、適宜、見直し**を実施。
- また、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」(令和5年9月14日付け5水管第1615号水産庁漁政部企画課長・水産経営課長・資源管理部管理調整課長通知)により、都道府県に対して、**客観的な根拠がないままに適切かつ有効であると判断することは適当ではない旨を通知。**

「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証票類等について」の改正について
(令和7年3月17日付け6水管第3641号水産庁漁政部企画課長・資源管理部管理調整課長通知)

(別紙1)

(別添)

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日
部署及び担当者氏名：

指標や証票類の例

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注5)	判断の根拠となる指標の例	判断の根拠となる証票類等の例 (※証票類等については電子的に 処理されたものを含む)
1 資源管理の状況等の報告					
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている				・ 資源管理の状況等の報告が提出されている。 ・ 報告内容に漏れがない。	・ 資源管理の状況等の報告
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している(注1)				・ 資源管理の状況等の報告の報告事項について、漁業権者として、前回の報告以降の期間における状況を把握しており、県からの質問に対して回答することができる。	・ 現地調査、聞き取り内容
2 適切な判断基準					
(1) 漁業関係法令を遵守している				・ 前回のチェック以降、漁業関係法令の違反がない。 ・ (団体漁業権の場合) 組合員に対して必要な指導を行っている。	・ 資源管理の状況等の報告 ・ 県の保有する記録・情報 ・ 現地調査、聞き取り内容
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している				・ 法第72条第1項各号に該当しない。 ・ (団体漁業権の場合) 法第72条第2項各号に該当する。	・ 県の保有する記録・情報 ・ 現地調査、聞き取り内容
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である				・ 他の漁業者の操業や養殖に著しい支障を及ぼす方法で漁具を使用・設置していない。 ・ (団体漁業権の場合) 漁業権行使規則に従って漁具を使用・設置している。 ・ 養殖において、薬品の使用に当たって用法・用量や薬品の使用の禁止期間等を遵守している。	・ 漁業権行使規則 ・ 現地調査、聞き取り内容 ・ 水産用医薬品の使用記録票(飼育管理アプリのデータを含む) ・ 県の保有する記録・情報

チェックシートにおける適切かつ有効の判断について

- 令和5年9月時点で、**適切かつ有効に活用されていないと判断され**、漁業法第91条の規定に基づく**指導・勧告がなされた事例は115件**。漁場の一部又は全部で操業実績がないことが要因。
- 従来免許されていた漁業権で免許されなかった漁業権の件数は、1,040件。そのうち、**適切かつ有効でない**と判断されたことによるものは**約4割**。
- 適切かつ有効に活用していることの判断においては、沿海40都道府県がチェックシートを活用(参考とした場合も含む。)しており、上記実態も踏まえれば、**チェックシートの役割は十分に機能**。

令和5年に行われた漁業権の一斉切替えに先立って行われた指導等の件数（水産庁調べ）

	指導	勧告	取消し等	合計
令和5年漁業権一斉切替え以前	106	9	0	115

令和5年に行われた漁業権の一斉切替えにおいて免許されなかった漁業権の件数（水産庁調べ）

	区画漁業権	定置漁業権	共同漁業権	合計
免許されなかった漁業権	785	107	148	1,040
うち適切かつ有効でないと判断されたもの (漁場が利用されていない等)	322	56	59	437
うち個別の事情によるもの (漁業権放棄や漁業者の廃業等)	463	51	89	603

チェックシートにおける適切かつ有効の判断について

- 令和5年9月以降行われた漁業権の一斉切替えにおいて、**全国で区画漁業権7,725件、定置漁業権1,688件、共同漁業権4,790件が免許。**
- 区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権ともに、それぞれ9割が、類似漁業権として既存の漁業権者（漁業者等）に免許。
- 新規の漁業権として、区画漁業権682件、定置漁業権50件、共同漁業権41件が免許。

令和5年に行われた漁業権の一斉切替えにおいて免許された漁業権の件数（水産庁調べ）

	区画漁業権	定置漁業権	共同漁業権	合計
免許された漁業権	7,725	1,688	4,790	14,203
うち類似漁業権	7,043	1,638	4,479	13,430
うち新規の漁業権	682 (280)	50 (8)	41 (23)	773 (311)

※ カッコ内は新規の漁業権のうち漁場が新設され免許された件数

チェックシートにおける適切かつ有効の判断等について

- これまで漁業権一斉切替えの度を実施している、漁業権の免許状況調査の実施と併せて、漁場の活用状況について把握し、適宜公表予定。

○ 漁業権の免許状況調査

調査頻度：5年ごと

調査項目：

- ①免許切替日程
- ②漁業権の免許件数
- ③漁業権の対象種別免許件数
- ④漁業権の免許形態別免許件数
- ⑤入漁権、抵当権の設定状況
- ⑥新規免許件数
- ⑦従来免許されていた漁業権で今回免許されなかった件数
- ⑧不免許処分の状況
- ⑨競願の状況
- ⑩漁業権行使料の状況
- ⑪漁業関係法令の検挙件数
- ⑫水産業協同組合法第51条の2に基づく部会制度活用状況
- ⑬団体漁業権である区画漁業権のうち行使者に法人が含まれている場合の行使状況
- ⑭海区漁場計画時の利害関係人からの意見聴取に係る状況
- ⑮漁業法第91条の規定による「適切かつ有効」の確認状況等（切替え前の漁業権）
- ⑯港湾区域内における漁業権の免許状況 等

○ 漁場活用状況に係る調査(昨年3月からの新規調査)

調査頻度：毎年(都道府県からの回答は2月末まで)

調査項目：

- ①適切かつ有効の判断方法並びに指導、勧告、取消し又は行使の停止をした数及び事例
- ②適切かつ有効の判断状況並びに指導、勧告、取消し又は行使の停止をした数及び事例
- ③新規漁業権を希望した者の数及び事例
 - ・新規漁業権を希望した者のうち年末までに新規免許した事例
 - ・新規漁業権を希望した者のうち検討中又は手続き中の事例
 - ・新規漁業権を希望した者のうち免許不可と判断した事例
 - ・新規漁業権を希望した者のうち上記に該当しない事例

適切かつ有効の判断について

- 水産基本法(平成13年法律第89号)第11条の規定に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに「水産基本計画」を策定。現行の水産基本計画は令和4年3月に閣議決定。
- 次期水産基本計画において、国が都道府県が行う指導等の内容について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して指導を行うなど適切なフォローアップに努める旨記載することを検討。

水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)

エ)海面利用制度の適切な運用(※ 該当部分を抜粋)

① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規模拡大を進めるため、改正漁業法における新たな漁業権を**免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図る**とともに、漁場の活用に関する調査を行い、漁業権の一斉切替えに向け都道府県に対して**必要な助言・指導を行う**。

また、国に設置した漁業権に関する**相談窓口を通じて、現場からの疑問等**に対応する。

② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を進めるほか、改正漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、**漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進**する。

沖合養殖に適した漁場の選定方法等について

【令和5年3月16日第3回地域産業活性化WG(※ 議事録抜粋)】

- 沖合養殖は、今後の増産の重要な要素と。実際の漁場の確保について筋道が立っていないと。高知県で行われているような、太平洋の真ん中で沖合漁場を設ける筋道が不明確であると。「課題1」として、そもそも場所が特定できないというところ。「課題2」として、利害関係者との調整のお話。そして、具体的なアクションとして、水産庁が積極的に動きやすくなるような取組を行うことが必要ではないか。(有路専門委員(意見書抜粋))
- 利害関係者の調整についての道筋についても、沖合漁業での区画漁業権の設定を推進するための具体的な手順、すなわち、どういう調査を行って、どの省庁やどういう関係人とどういう手順で調整をすればよいのかということが見えるように、プロセスの透明化というか整理をしていただいて、みんなが手を挙げられるようにしていくということをお願いしたいと思います。(林専門委員)
- 沖合養殖が可能と考えられるような漁場の候補地を、ある程度お金をかけて、研究開発とか調査とかが必要になるのかもしれないのですが、そういうものの取組を、国または都道府県で行っていくべきではないかと思うのです。(林専門委員)
- (引用者注:養殖業成長産業化総合戦略において目標としている)2030年まであと7年です。新しい養殖産業を基盤から立ち上げて、その産業が実際に生産を順調な軌道に乗せるまでにどれぐらいの期間がかかるかというのは、水産の専門家であれば当然お分かりだと思うので、実は残された時間はあまりありませんから、何年も検討をしている余裕は多分ないと思います。目標を達成するためにも、ぜひ迅速にこの課題について御検討いただき、実際の産業の立ち上げに至るまでにこぎつけていただきたいとお願いする次第です。(岩下座長)

【令和5年規制改革実施計画】

- 農林水産省は、沖合養殖に適した漁場の選定方法や沖合に区画漁業権を設定する際の利害関係者との調整方法など、沖合養殖の拡大に資する取組に向けた情報収集を行い、プロセスの透明化を図る。

沖合養殖に適した漁場の選定方法等について

- 「海面利用制度等に関するガイドライン」において、**都道府県知事が海区漁場計画を作成するに当たっては、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業権を免許する場合に、漁場条件の調査を行うとともに、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力していくこと**と記載。
- 沖合水面を対象とした漁業権を含めた海区漁場計画の作成に当たっては、都道府県知事が漁船漁業関係者との調整や漁場の調査を行う旨指導するとともに、**沖合域における養殖適地の確保や漁業権の免許について、適切に漁場の選定や、利害関係人との調整等の際に留意すべき事項を「漁業権制度等の運用に係る留意点について」で通知**(令和5年9月)。

～ 留意事項 ～

養殖適地となる候補の海域の調査

- ✓ 潮流、波浪、水温、水深等の環境条件により絞り込むこと
- ✓ 海しる(海洋状況表示システム)等の情報サービスや民間業者が提供する養殖適地選定サービスを活用すること
- ✓ 沖合域における養殖適地の確保や漁業権の免許に資する漁場調査及び関係する漁業者等から得られている漁場環境に関する情報等を可能な限り公表するとともに、併せて養殖適地として公表すること

利害関係人との調整

- ✓ 利害関係人については、漁業を営む者、漁業を営もうとする者、漁業協同組合及び船舶の運航者等が想定されること
- ✓ 漁業者の利害関係の有無については、許可された操業区域や当該漁業者から提出された操業の実態その他漁業の実態を参考とし、合理的な根拠を持って判断すること
- ✓ 関係する大臣許可漁業及び知事許可漁業への影響に配慮するとともに、国又は関係する都道府県と必要な事項について協議を行い、その了解を得た上でこれを行わなければならないこと

新規区画漁業や企業参入の事例（沖合での免許事例を含む）について

- 本州太平洋側では、サケの不漁など近年の海洋環境の変化に対応するため、漁場を有効に活用して、産官学が連携するなど新たな養殖に取り組む動きが活発化。
- 沖合免許についてはニッスイやマルハグループ会社により実施されているものの、給餌等のための陸地と生簀との往復の効率性を考慮すると、大型生簀及びそれに付随する大型給餌船の使用が前提となるため、導入に大きな投資が必要といった課題が存在。

鳥取県境港市

・弓ヶ浜水産(ニッスイ子会社)が大型生簀、プラットフォーム型自動給餌システムを活用し、ギンザケを養殖。

青森県むつ市

・北彩屋が津軽海峡の沖合3kmで大型浮沈式生簀を用いて「海峡サーモン」(ニジマス)を養殖。

宮崎県串間市

・黒瀬水産(ニッスイ子会社)が大型浮沈式生簀、大型給餌船、遠隔給餌システムを活用し、ブリ養殖を開始。

三重県尾鷲市

・尾鷲物産が大型浮沈式生簀を活用しブリを養殖。

地区要件の見直し等について

【令和5年3月16日第3回地域産業活性化WG(※ 議事録抜粋)】

●住所要件についての質問といいますが要望なのですけれども、これは各組合が必要に応じて見直すという程度のものでなく、現在の社会情勢に合わせて、抜本的に見直しを図ることを求めるような通知を出していただけないかと思っております。(中略)組合に対して個別事情に応じて見直すことを要請するというよりも、この項目については、社会情勢が著しく変わってきているので、現代社会に合うように抜本的に見直すことを求めるような通知を出されるほうが適切ではないかと思っております。

(御手洗座長代理)

●通知を出しているからといって、すぐに現場が変わるわけではないかなと思っております。(中略)水産庁さんのほうでも、難しいかもしれないですけれども、漁業者レベルの方々からなるべく声を拾い上げて、今みたいなケース(引用者注:現在の社会情勢に即していない要件)がないか確認をして適切にフォローアップしていただけたらと思います。(御手洗座長代理)

●漁業権放棄後のエリアというところで、漁業権再設定が可能である場合があることを明確にすべきではないか。(有路専門委員)

【令和5年規制改革実施計画】

●農林水産省は、組合員資格要件について、漁民の場合、漁業協同組合模範定款例第4条(地区)で定める地区は道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。法人の場合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)で定める組合員たる資格において、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。また、漁業権行使規則について、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ対象範囲を広げるなど実態に即して柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。

●農林水産省は、都道府県が漁業権を免許しようとする際に、漁場区域の全部又は一部が港湾区域内にあるときは、港湾管理者と協議・調整し、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行等への支障が無い場合には、漁業権の内容を定めた海区漁場計画を作成できることについて、適切な方法で周知を行う。

地区要件の見直し等について

- 漁業協同組合は、水産業協同組合法に基づき、個人(組合地区に住所を有する漁民)、法人(組合地区に住所又は事業場を有する者)が加入可能。この組合地区の範囲は、各漁業協同組合が定款で規定。
- 団体漁業権は、地域漁民の大多数が所属する漁業協同組合に免許。団体漁業権の免許を受けた漁業協同組合は、所属する組合員が営む漁業を管理するため、漁業法及び水産業協同組合法に基づき、漁業権ごとに、漁業権行使規則を作成。

漁業協同組合制度

加入要件

<正組合員の加入資格>

- ①個人：組合地区に住所を有し、かつ、90～120日の間で定款で定める日数を超える漁業を営む又は従事する漁民
- ②法人：組合地区に住所又は事業場を有する以下の法人
 - ・漁業生産組合
 - ・漁業を営む法人

<准組合員の加入資格>

- ①個人：正組合員資格を有しない漁民等
- ②法人：正組合員資格を有しない組合地区に住所又は事業場を有する漁業を営む法人等

漁業権行使規則

団体漁業権管理のため制定

- 漁業権行使規則には、
- ① 組合員行使権を有する者の資格
 - ② 区域、期間、漁法等の遵守事項等を定める。

漁業権制度

個別漁業権

基本的に誰でも免許可能

法令遵守や暴力団に関する要件あり。

団体漁業権の仕組み

団体漁業権

漁業協同組合に免許

関係地区内に住所を有する漁民の2/3以上が所属する漁業協同組合が適格性を有する。

定款における地区要件の見直し等について

【漁業協同組合の地区について】

- 漁業協同組合は定款に地区を定めることとしており、また、組合員たる資格では、個人は組合の地区内に住所を有していること、漁業生産組合又は漁業を営む法人は組合の地区内に住所又は事業場を有していることとされている。
- 近年の道路、トンネル、橋の開通等による交通事情の改善により、組合員が生活の利便性を考慮して、地区外の近隣の場所へ転居を検討したり、漁場を利用する者が少なくなっている場合には、漁場の有効活用の観点から地区外の近隣の新規参加者を加入させることも想定される。
- 上記を踏まえ「漁業権制度等の運用に係る留意点について」により、「組合の定款で定める地区は、組合の意思決定により見直すことが可能となっており、**組合員等の居住実態や要望、社会情勢の変化を踏まえて、組合の定款で定める地区を広げるなど柔軟な運用をすること**」を指導。
- また、漁業協同組合の組合員資格等に関し、組合員や新規加入希望者からの相談を受け付ける窓口を設置する予定。

見直した件数

28件（令和5年度以降の実績）

見直しの事例

- ・ 地区内で漁業を営む会社の就労者が、①資格審査の基準を満たしても居住地が地区外であるために正組合員になれないこと、②地区外へ転居した場合に正組合員資格を喪失すること、のないようにするための定款変更。

<変更内容>

従前の地区が「〇〇県A市、B町、C町の区域」であったところ、「D町、E町、F村」を追加し、「〇〇県A市以東の区域」に変更。

- ・ 新規漁業就業者に対する受入態勢の緩和を目的とし、範囲（地区・地域）の拡大を図るための定款変更。

<変更内容>

従前の地区（〇〇市A、B、C）に加え、〇〇市D、E、F、Gを追加。

漁業権行使規則における地区要件の見直し等について

- 漁業権行使規則で定める「組合員行使権を有する者の資格」を有する者が漁業権の漁業を営むことができ、この資格として、住所を要件の一つとしている場合が存在。
- 「漁業権制度等の運用に係る留意点について」により、以下を指導。
 - ① 漁業権行使規則で定める資格について、組合員の居住実態や社会情勢の変化に応じ、組合の意思決定により見直すことは可能であり、地域の実情に即した適切な運用が行われるよう、組合を指導すること
 - ② 漁業生産組合及び漁業を営む法人は、組合の地区内に登記上の住所が無くとも、事業場を有していれば組合員たる資格の住所要件を満たすこと

組合員行使権を有する者の資格

第2条 区第1号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資格
ぶり 小割り式 養殖業	A地区又はB地区内に住所を有する組合員であること。

漁業者が一時的に他地域に避難している場合には、

例えば、

組合員行使権を有する者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の漁業権の免許の切替時点において〇〇地区に住所を有していた者であること。

など要件を工夫して対応することも可能。

漁業権行使規則における地区要件の見直し等について

- 令和5年9月の漁業権の一斉切替えにおいて、**地区を拡大するなど「組合員行使権を有する者の資格」を見直した事例は、175件。**

令和5年の漁業権の一斉切替えにおいて「組合員行使権を有する者の資格」の件数(水産庁調べ)

	区画漁業権	共同漁業権	合計
見直した件数	54	121	175
見直し例	<ul style="list-style-type: none"> 漁場の有効活用のため、従来の要件に加え、「漁業権管理委員会〇〇支部が認めた〇〇支所の組合員であって左記漁業に〇年以上経験を有する者」の規定を追加した。 関係地区内に住所を有していなくても、組合に所属していれば行使できるよう見直しが行われた。 漁業権者である組合から、当該漁業権の行使者が諸事情により●●市へ転居をして通って漁業を行っている実態があったことから、漁業権行使規則において定める組合員行使権を有する者の資格について、「□□市〇〇に漁業根拠地を有する個人である組合員」といった規定に見直した。 		

【令和5年3月16日第3回地域産業活性化WG(※ 議事録抜粋)】

- 漁場の活動状況のデータを可視化し、「海しる」に情報を追加するなど、あるいは海上保安庁のデータベースをさらに水産庁でという御意見もありました。(中略)漁業者向けに、**漁業者自らが未利用漁場を見つけて、新規参入や規模拡大を行う機会が得られるような取組を**、ぜひ、水産ビジネス、漁業ビジネスという視点から**検討いただきますようお願いいたします**。(岩下座長)
- この「海しる」に、休業中とか、今公募中だとかというような情報を付加することはできないのかどうか。(青山専門委員)
- やはり漁業ビジネスのデータベース化にもっと格上げしていくには、海上保安庁さんのデータベースでありながら、もっと水産庁さんが関与を深めていって、漁業関係者が日頃当たり前に見るようなデータベースにしていけるのか。(青山専門委員)
- ホットラインが設置されている場合は、その周知が重要になるかと思います。以前、たしかホットラインについてはSNSで広報されているとおっしゃられていて、SNSのフォロワー数がちょっと少ないですよねといった議論があったように記憶しています。**ホットラインを設けられているのであれば、それが広く漁業者の方に周知されるような工夫をぜひしていただけたらと思います**。(御手洗座長代理)

【令和5年規制改革実施計画】

- 農林水産省は、漁場活用状況等のデータを海上保安庁に提供し、「海洋状況表示システム(海しる)」に表示する等、水産事業の視点も踏まえ、漁業者向けのデータが充実するような取組の検討を行うとともに必要な周知を行う。
- 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口寄せられた事例について、相談者個人が特定されないよう配慮を行った上で、誰もが参照・閲覧できるよう相談の個別事例と情報提供及び助言の内容を一般化して水産庁ホームページに掲載する等を行う。

漁業者向けのデータが充実するような取組の検討について

- 漁業権の免許の状況(漁場の位置、漁業(養殖業)の種類、操業(養殖)時期、免許有効期間等)は、「海洋状況表示システム(海しる)」において、視覚的に把握できる環境を整備。
- 令和3年3月からは、**過去の漁業権情報も表示可能**とし、過去に免許実績のある漁場が識別できるようにすることで、今後の漁場の利用について検討しやすいように整備。
- 令和5年9月の漁業権の一斉切替えの情報を反映するとともに、その後の**漁業権の変更情報についても適宜反映**。



青・赤・黄緑と灰色の線が重なっているところは、過去から引き続き漁業権が免許されている漁場

灰色の線のみのところは、過去に漁業権が免許されていたが現在は免許されていない漁場

漁場をクリックすることで、漁業権の免許の状況の情報(漁場の位置、漁業(養殖業)の種類、操業(養殖)時期、免許有効期間)等が表示

※地図上で表示しないようにしたいときは、このマークをクリック

漁業権に関する相談窓口の周知について

- 漁業権に関する相談窓口の周知について、都道府県や漁協等に対し、**現地の意見交換会等で説明、ビラ配布を実施。**
- 漁業権に関する相談窓口に寄せられた**事例と情報提供及び助言をとりまとめ**、令和6年1月に**水産庁ホームページに掲載し、適時に情報を更新。**

～周知用ビラ～

水産庁

漁場を拡大したい、新たに漁業を始めたい皆様へ

漁業権に関する相談窓口について

改正漁業法では、漁業生産力を発展させるため、海面全体を最大限に活用されるよう努めることとされています

規模を拡大したいけどどこかに良い漁場がないかな・・・

新たに養殖業を始めたいけどどうしたらいいんだろう・・・

隣の漁場が空いてるみたいだけど活用できないかな・・・

漁業権に関する事務は、地方自治法における自治事務のため、漁場を拡大したい方や、新たに漁業を始めたい方は、まずは都道府県の水産部局にご相談ください

県に相談して話を聞きたいけど・・・

関係する漁業者と調整する機会を作ってほしいな・・・

都道府県に相談した結果、漁業を行うにあたって関係者間の調整が必要な場合などには、水産庁の担当者が事情をお聞きした上で、解決に向けた情報提供や助言等を行うことが可能ですので、必要に応じてご相談ください

電話番号 03-6744-2515

相談時間 月曜日～金曜日（午前10時～午後5時）

水産庁 資源管理部 管理調整課

新たな漁業権を免許する際の基本的流れ

- 希望者による相談（随時受付）
関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等）
聴いた意見に検討を加えて結果を公表
- 海区漁場計画の変更案の作成
- 海区漁場計画の変更案について海区漁業調整委員会へ諮問
委員会による公聴会の開催
委員会からの答申
- 海区漁場計画の変更及び公示
- 免許の申請
免許の申請について委員会へ
- 免許及び免許の公示
- 漁場の利用状況の把握・確認（随時）

約3～6月（目安）

約2月（目安）

約3月（目安）

詳しくは水産庁Webサイトへ

漁業権の免許の状況（漁場の位置、漁業（養殖業）の種類、漁場時期、存続期間等）については、「海洋状況表示システム（海しる）」に掲載されています。

～水産庁ホームページ～

2. 漁業権に関する相談窓口の設置について

漁業権に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）における自治事務であり、都道府県により処理されるものです。利害調整が難航する場合には、水産庁において事情をお聞きした上で情報提供や助言等を行うことが可能です。都道府県に相談しても話が進展しない場合には、必要に応じて、以下の水産庁窓口にご相談ください。なお、ご相談いただいた内容によっては、相談者の意に沿う結論にならないこともありますので、予めご了承ください。

また、これまで漁業権に関する相談窓口寄せられたご相談及びそれに係る回答をまとめておりますので、以下PDFファイルをご参照ください。

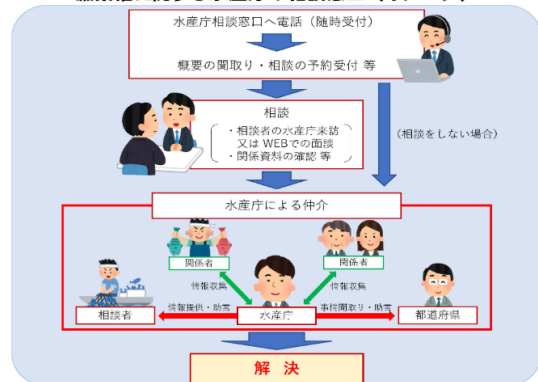
漁業権に関する相談窓口寄せられた相談事例及び回答(令和7年1月現在) (PDF: 577KB)

相談窓口は、相談者の方のやりとりやご意見を参考に相談事業や回答を更新する等運用の改善を図ってまいります。

漁業権に関する相談窓口

水産庁資源管理部管理調整課
沿岸調整班
ダイヤルイン：03-6744-2515（直通）

漁業権に関する水産庁の相談窓口（イメージ）



漁業権に関する相談窓口に寄せられた相談事案及び回答

令和7年1月現在

区分	番号	相談事案	回答
新規免許	1	漁業権は個人で取得できるものなのか。	<p>養殖を営む区画漁業権、定置漁業を営む定置漁業権は、個人で免許を受けることが可能です。</p> <p>なお、一定の水面を共同で利用して営む共同漁業権は、漁業協同組合（漁協）又は漁業協同組合連合会（漁連）にのみ免許されるものです。</p>
	2	漁業権はどこに設定されているか。	<p>漁業権が免許されている場所については、海しる (https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html) で確認することができます。※海しる更新のタイミングにより最新の情報ではない可能性もあります。</p> <p>漁業権は、各都道府県知事が免許していますので、詳細は関係都道府県にお問合せください。</p>
	3	漁業権の切替え時期でないと、新たな漁業権の免許は受けられないのか。	<p>5年ごとの海区漁場計画作成（漁業権の一斉切替え）の時期によらずとも、関係者や関係機関との調整を図った上で、都道府県知事が海区漁場計画を変更することにより、新たな漁業権の免許を受けることが可能となります。</p>

漁業権に関する相談窓口の活用について

- 令和3年設置以降、当該窓口には84件の相談・意見（漁業権に関する相談・意見は15件）があり、そのうち新規漁業権の免許につながったものは2件。
- 過去、水産会社から、リ養殖業に係る漁業権取得について県担当者との調整が難航している旨相談。当該県に対して検討状況や懸念を聞き取り、県及び照会者に対して懸念等を踏まえた円滑な調整のための助言等を行い、当該水産会社は新規免許を取得。

新規漁業権の免許につながった案件における水産庁の対応記録

年月日	対応者		内容	年月日	対応者		内容
2021.09.24	相談者	→ 水産庁	・新規免許の相談	2021.10.08	相談者・漁協・行政での協議 (一定の方針で合意)		
	水産庁	→ 都道府県	・状況確認 ・考え方の指導	2021.10.12	相談者	→ 水産庁	・状況報告
	水産庁	→ 相談者	・状況説明 ・対応への助言	2021.10.13	都道府県	→ 水産庁	・状況報告
2021.09.27	水産庁	→ 都道府県	・考え方の指導 ・協議のあっせん	2022.08.26	水産庁	→ 相談者	・状況確認
2021.09.28	都道府県	→ 水産庁	・考え方の説明	2022.09.25	水産庁	→ 都道府県	・手続状況の確認
	水産庁	→ 相談者	・状況説明 ・対応への助言	2024.09	新規漁業権の免許		
2021.10.07	水産庁	→ 相談者	・状況確認	2025.11.26	水産庁	→ 都道府県	・免許状況等の確認
	水産庁	→ 都道府県	・状況確認				